

日米地位協定の不条理を問う！

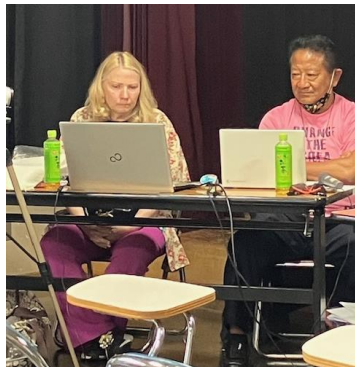
米兵の性犯罪から告発する

高橋良平

5月24日(土)、イーブルなごやにて「日米地位協定の不条理を問う!米兵の性犯罪から告発する」が開催された。当日は名古屋学院大学教授の飯島滋明さん(名古屋学院大学教授 憲法学・行政法・平和学)とキャサリン・ジェーン・フィッシャーさんの2人の講演が行われた。以下、講演の内容を報告する。

飯島滋明さんは、日本で活動する米軍属が公務外におかした犯罪もしくは犯罪容疑について、日米地位協定によって日本の警察行政と司法権、そして民事請求権が制限され、とりわけ性犯罪においてそれらが非常に制限されてきたことを問題提起した。

日米地位協定は、米軍関係者が公務外で起こした事件は日本側の裁判権が優先されるが、米側が身柄を確保している場合は起訴まで米側が拘束すると定める。これによって過去幾度となく日本で犯罪をおかした、もしくはその嫌疑のある米軍属が刑罰はむしろ裁判を受けることなくアメリカに逃亡してきた。そして米軍人等について日本側の捜査・取調べ・公判等の刑事裁判権は著しく制限され、また性暴力事件は被害者に深刻な心身へのダメージをもたらす、その回復のためには膨大な時間と対応が必要だが、それらの費用を加害側に請求する民事請求権も日米地位協定で制限されていると報告された。

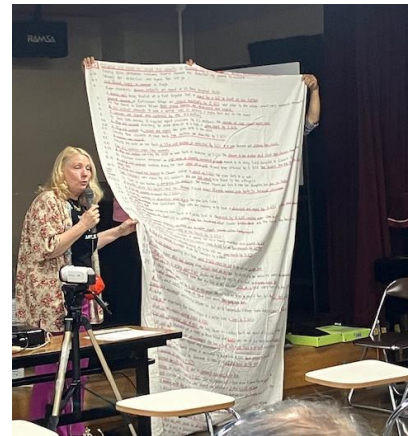


飯島氏はさらに、1953年に法務省が刑事局長名で検事長や全国の検事正に対し、米兵関連の犯罪を起訴猶予にするようにとの通達(1953年10月7日付)した裁判権放棄密約が存在していることを紹介した。そして日本側も自公政権が性暴力について米側に抗議すらしていないことを紹介した。

最後に、米軍属の犯罪を防止し、公正に裁き、被害者が十分な賠償を得られ、憲法と法が当たり前

にできるように日米地位協定の改定が早急に必要である、国民・市民を守らない自民党・公明党には選挙で主権者の意志を!と訴えた。

つぎに米軍による性暴力被害者であるキャサリン・ジェーン・フィッシャーさんが講演された。フィッシャーさんは自らの生い立ち、とりわけ父から人を信頼し



なさいと教えられ、その教えを自らも尊いものと思いき生きて来たことを紹介した。そして性被害と、性被害を告発し現在に至るまでをご自身の身近な方々との支え合いの話を交えて報告された。とても印象的だったのは、性被害を实名で告発したのはフィッシャーさんが初めてであり、今現在も唯一の方であるという点だった。そして多くの被害者が泣き寝入りしている背景には、日米地位協定や日本の政府・行政によって、米軍属の犯罪とりわけ性暴力事件を隠蔽しようという力が加わっているからではないかと話された。フィッシャーさんは、これ以上同じことが繰り返されないために、そして自分自身の尊厳のためにも決して負けない、諦めない述べた。

集会の最後に、山本さんから性暴力の問題は地位協定の問題という観点からのみではなく、それ自体としても重要な課題であるとの発言があった。

今集会は、人間にとってもっとも大切な尊厳の問題と日米地位協定という法的な問題の2つを扱った集会であった。そして尊厳の問題、性の問題は社会全般の性差別構造の問題とも関係があるため非常に深刻かつ複雑な問題であると考え。ただ、憲法や法というのは、個人の尊厳、とりわけ社会において脆弱な個人の尊厳を擁護するためにこそある、というのがまさに近代法の根幹ではないだろうか? 憲法規範、法の支配は何のためにあるのか? また日米地位協定がそれらをどう侵犯しているのか? を改めて学びなおす機会となった。

※この集会は、あいち沖縄会議、戦争をさせない1000人委員会あいちと共催と公益財団法人名古屋YWCA協賛で開催しました。